

被扶養者認定に必要な提出書類

※証明書類のコピー提出可

● 申請書

必要な書類 …★全員対象・☆該当する場合必要

★ 健康保険被扶養者（新規・異動）届 …全員

★ 被扶養者（配偶者・子）現況届…（*） …配偶者及び高校生以上の子供

★ 被扶養者（子供）現況届…（*） …配偶者が扶養家族で無い義務教育までの子供

★ 被扶養者（配偶者・子以外）現況届 …父母・義父母など

● 居住の証明

必要な書類 …★全員対象・☆該当する場合必要

★ 世帯全員の住民票

戸籍筆頭者・続柄が記載された（省略されたものは不可）、3か月以内に発行されたもの
外国籍の方は在留資格・在留期間記載のもの

★ 戸籍謄本

住民票にて被保険者と申請者の関係が判断できないとき

<住民票について：追記>

■出生時を申請する場合（誕生日から1か月以内の新規申請に限り）

⇒住民票は不要です

■世帯全員とは

⇒「この写しは世帯全員（全部）の住民票の原本と相違ないことを証明する。」と記載されていることを確認

■戸籍筆頭者・続柄が記載された（省略されたものは不可）

⇒自治体によっては窓口で申し出ないと記載の省略された住民票しか発行されない場合があります。必ず「世帯全員で、戸籍筆頭者・続柄に省略のないものを発行してください」と申し出ること

■別居の家族を申請する場合

⇒被保険者と申請家族それぞれの世帯全員の戸籍筆頭者・続柄省略なしの住民票

● 収入の証明

必要な書類 ◆から該当する事由を選択し、該当する書類すべて添付してください

●（健保所定用紙）・○該当する機関で証明書を発行してもらう

◆ 2年以上（前々年）前から収入がない

1. 学生である

○ 「在学証明書」・・・義務教育終了後の学生

2. 無職である

○ 「住民税非課税証明書」

○ 「ねんきん定期便」・・・老齢年金などもらえる年齢であって受給していない方

◆ 昨年・今年退職したく雇用保険に関すること>

1. 雇用保険（失業給付）を受給予定（または受給している）

- 「雇用保険受給資格者証」のコピー
（退職日・基本日額・処理状況のわかる面）日額3,612円未満であること
*日額が3,612円未満である場合には受給予定（または受給中）でも申請できます
*日額が3,612円以上である場合には受給終了してからの申請になります

2. 雇用保険の受給が終了している

- 「雇用保険受給資格者証」のコピー
（退職日・基本日額・受給終了）が記載されている面

3. 雇用保険の受給期間を延長する（出産・育児・傷病・海外赴任同行など）

- 「受給期間・教育訓練給付適用対象機関・高年齢雇用継続給付延長通知書」のコピー
- 雇用保険失業給付金「受給期間延長」に伴う確約書
*延長を中止し、雇用保険を受給するようになった際には扶養削除する

4. 雇用保険の受給権を放棄する （ア）<必須> +（イまたはウ）

- 雇用保険失業給付金「受給権放棄」に伴う確約書・・・（ア）
- 「雇用保険資格喪失確認通知書」コピー（離職票の交付を希望しなかったとき）・・・（イ）
*離職票交付希望の欄に「2・無し」が記載されていることを確認する。
「1有」の場合はハローワークにて下記「ウ」の書類が必要となる
- 「雇用保険受給資格者証」のコピー（離職票1・2がお手元にあるとき）・・・（ウ）
（退職日のわかる所及び、「法第4条3項/法15条1項不該当印」記載の所）
*離職票1・2が発行されている場合は再就職の意思があると判断されますので必ず
ハローワークに行き雇用保険受給の意思がない証明をもらうこと

5. 雇用保険の加入期間が短いため受給できない

- 「雇用保険資格喪失確認通知書」

6. 雇用保険に未加入

- 「雇用保険未加入・離職票未発行証明書」
- 退職時の「源泉徴収票」

◆ 昨年・今年退職したく健康保険に関すること>

1. 出産手当金を受給（する・している・していた）

- 「支給決定通知書」（受給期間・支給金額のわかる証明書）

2. 傷病手当金を受給（する・している・していた）

- 「支給決定通知書」（受給期間・支給金額のわかる証明書）

⇒未受給でも、受給資格があると思われる場合は「不支給証明書」を依頼することがある

◆ 自営業を廃業した

- ⇒ 「廃業通知書」のコピー

◆ **障害者**

- 障害手帳のコピー
- 障害年金支払い通知書のコピー

◆ **収入があるが限度額未満である**

1. 勤労収入

- 申請時点から12か月分の「給与等支払（見込）額証明書」

※上記が提出不可の場合は以下4点全ての書類

- 昨年の「源泉徴収票」のコピー
- 直近3か月分の「給与明細」のコピー
- 「労働契約書」のコピー

雇用契約書等（年間の収入が計算できるもの）が必要です

- 「健康保険資格喪失証明書」

勤務先で健康保険に加入していた場合は必要です

2. 年金収入

- 「年金裁定通知書」または、直近の「年金支払通知書」のコピー

3. 事業収入

- 直近の「確定申告書第1表・第2表」「収支内訳書」など税務署に提出しているすべての書類のコピー

4. 不動産収入

- 直近の「確定申告書第1表・第2表」「収支内訳書」など税務署に提出しているすべての書類のコピー

5. 配当・利子収入

- 直近の「確定申告書第1表・第2表」「収支内訳書」など税務署に提出しているすべての書類のコピー

6. 雇用保険法の給付金（失業給付金）

- 「雇用保険受給資格者証」のコピー（基本日額3,612円未満であること）

7. 健康保険法給付金（傷病手当金・出産手当金）

- 「支払決定通知書」のコピー（日額3,612円未満であること）

8. 労働者災害補償保険法による休業補償給付金

- 支払額のわかる書類のコピー（日額3,612円未満であること）

9. 被保険者以外からの仕送（生計費・養育費など）

- 金額・仕送り者（氏名・続柄）のわかるもの

10. その他常態として継続的のある収入

- 金額・内容のわかるもの

● 生計維持の証明

必要な書類 ◆から該当する事由を選択し、該当する書類すべて添付してください ○該当する機関で証明書を発行してもらう
◆ 被保険者と別居している<単身赴任・通学のため別居している子は除く> ○ 送金証明のコピー（直近3か月分以上） ○ 扶養申請家族世帯全員の収入が確認できるもの
◆ 国民健康保険以外の保険に加入中（任意継続や就業先の健保に加入中である） ○ 健康保険資格喪失証明書（健康保険組合発行のもの）
◆ 被保険者の配偶者が扶養家族となっていない（子どもを申請するとき） 配偶者有 ○ 夫婦双方の昨年の収入が確認できるもの（源泉徴収票など） 配偶者無（死別） ○ 戸籍謄本 配偶者無（離婚・未婚） ○ 戸籍謄本または被保険者が戸籍筆頭者であることがわかる住民票 <出生児以外で現在別の健康保険に加入している子の扶養異動の場合は上記に併せて> ○ 健康保険資格喪失証明書
◆ 父母（祖父母）どちらか一方のみ申請 配偶者有 ○ 父母（祖父母）双方の収入（課税・非課税）証明書 ○ 父母（祖父母）双方の収入（年金振込額）のわかるもの ＊父母（祖父母）の一人をどちらか申請する場合でも双方の書類が必要 配偶者無（死別） ○ 戸籍謄本 ○ 遺族年金の有無及び金額のわかるもの 配偶者無（離婚・未婚） ○ 戸籍謄本
◆被保険者の海外赴任に同行する家族の申請<16歳未満の家族は除く> ○ビザの記載があるパスポートなどのコピー

補足：被保険者と別居している<単身赴任・通学のため別居している子は除く>

■当健保組合での単身赴任の扱い

被保険者が、配偶者及び子と両親を元の地に残し、単身で転居をされる場合。

■当健保組合での単身赴任の扱いとしない（別居取り扱いとなる）

被保険者が、配偶者及び子と一緒に転勤のため転居するが、扶養している両親をその地に残される場合（ご両親がその地で暮らす）は、両親は別居扱いとなります。

被保険者が、配偶者及び子がいない（独身）転勤のため転居するが、扶養している両親をその地に残される場合（ご両親がその地で暮らす）は、両親は別居となります。

■当健保組合での通学による別居の扱い

通学のためにやむを得ず別居している子については、別居の基準から除外します。

遠方への通学のために他の家族が同行し、被保険者と別居となる場合、該当する子ども以外の方については別居の基準を適用するため仕送りの証明が必要です。

認定手続きの際に所定の書類が揃っていても、被扶養者資格の適否について判断をし兼ねる場合、本基準に定めた以外の追加書類の提出をお願いする場合があります

被扶養者認定に必要な提出書類

※証明書類のコピー提出可

◎ 必ず提出（＊戸籍謄本は、住民票で被保険者との間柄が確認出来る場合は不要）

○ 該当者のみ提出

家族の状況	続柄 必要書類	提出書類 (写しでも可)	証明書を発行する所	配偶者	子 (配偶者が扶養家族である)			子 (配偶者が扶養家族でない)			父母		祖父母		その他				
					出生児	新生児以外から 義務教育まで	高校生以上	出生児	新生児以外から 義務教育まで	高校生以上	父母	配偶者の 父母	祖父母	配偶者の 祖父母	兄・姉・弟・妹	甥・姪	おじ・おば		
☆申請書(★健保所定の用紙)	★被扶養者(新規・異動)届		健保HPよりダウンロード	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	★被扶養者(配偶者・子)現況届		健保HPよりダウンロード	◎															
	★被扶養者(子ども)現況届		健保HPよりダウンロード				◎	◎											
	★被扶養者(配偶者・子以外)現況届		健保HPよりダウンロード							◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
☆居住の証明		住民票(世帯全員)※続柄戸籍筆頭者記載のもの(外国籍の方は在留資格・在留期間記載のもの)	市区町村	◎		◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	被保険者と申請家族の続柄がわかるもの(住民票で判断できないとき)	戸籍謄(抄)本	市区町村							◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
☆収入の証明																			
2年以上(前々年)前 から収入がない	現在、学生	在学証明書<学生証では受付ません>	学校長	○			○			○						○	○		
	現在、無職	住民税(非課税)証明書	市区町村	○			○			○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	昨年・今年退職 したく雇用保険 に関すること>	就業時「雇用 保険に加入し ていた」	受給終了	受給資格者証<支給終了の記載有り>		○					○	○	○	○	○	○	○	○	
			受給予定・受給中	受給資格者証<金額・日数の記載有>		○		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
			受給権を放棄する	資格喪失確認通知書(離職票発行希望無) または雇用保険受給資格者証(※1) 雇用保険(放棄)確約書(★)	ハローワーク など (★)健保HPよりダウンロード	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○
			受給期間を延長する	受給延長通知書 雇用保険(延長)確約書(★)		○					○	○	○	○	○	○	○	○	○
	現在無職	就業時「雇用保険に未加入であった」	加入機関が短く受給できない	資格喪失確認通知書		○					○	○	○	○	○	○	○	○	
			雇用保険未加入証明書	事業主		○					○	○	○	○	○	○	○	○	○
			退職証明書または源泉徴収票	事業主		○					○	○	○	○	○	○	○	○	
	現在、働いている方	給与額がわかるもの	申請時点から12か月分の給与等支払(見込)額証明書	事業主	○						○	○	○	○	○	○	○	○	
農業の方		耕作面積及び耕作者証明書	農業委員会	○						○	○	○	○	○	○	○	○		
自営業の方	直近の事業報告がわかるもの	確定申告書第1表・第2表、収支内訳書	申請家族の手許にある	○						○	○	○	○	○	○	○	○		
年金を受給している方	直近の額がわかるもの	裁定通知書、支払通知書等	〃	○						○	○	○	○	○	○	○	○		
公的扶助を受けている方	心身障がい者	障害者手帳	〃	○						○	○	○	○	○	○	○	○		
☆生計維持の証明																			
	国民健康保険以外の健康保険に加入中	健康保険資格喪失証明書	加入している健保組合	○						○	○	○	○	○	○	○	○		
	別居の場合、送金の証明	手渡しは不可 最低3か月分	現金書留、振込等の受領書又は通帳	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	他に扶養義務者がいる場合	その人が扶養していない証明	他の扶養義務者の収入証明等	扶養義務者の手許など						(※)配偶者がコミニカルタ健保の扶養家族で無い場合次の書類が必要です。 ●配偶者有…夫婦双方の年収が確認できるもの(源泉徴収票など) ●配偶者無(死別)…戸籍謄本 ●配偶者無(離婚)…戸籍謄本または戸籍筆頭者が被保険者であることがわかる住民票 ●他の家族が扶養していない証明(収入証明) ●片方の親だけの申請の時(もう片方の親の収入証明)					●他の家族(扶養義務者)の収入証明				
☆その他																			
	被保険者の海外赴任に同行する16歳以上の方	ビザ	申請家族の手許にある	○						○	○	○	○	○	○	○	○		
	老齢年金をもらえる年齢であるが、未加入・期間が足りずもらえない方	ねんきん定期便	申請家族の手許にある	○						○	○	○	○	○	○	○	○		

(※1)ハローワークで受給権放棄の手続きをし「法第4条3項/法15条1項不該当印」をもらう(雇用保険の受給資格無しとなる)